

## フロプロピオン 40mg カプセル

溶出性 〈6.10〉 本品 1 個をとり、試験液に水 900mL を用い、パドル法（ただし、シンカーユーを用いる）により毎分 100 回転で試験を行う。溶出試験開始 45 分後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径 0.45 μm 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液 1mL を正確に量り、0.1mol/L 塩酸試液 4mL を正確に加えて、試料溶液とする。別にフロプロピオン標準品（あらかじめ水分 〈2.48〉 を測定しておく）約 22mg を精密に量り、メタノールに溶かし正確に 50mL とする。この液 2mL を正確に量り、0.1mol/L 塩酸試液を加えて正確に 100mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、0.1mol/L 塩酸試液を対照とし、紫外可視吸光度測定法 〈2.24〉 により試験を行い、波長 284nm における吸光度  $A_T$  及び  $A_S$  を測定する。

本品の 45 分間の溶出率が 80% 以上のときは適合とする。

フロプロピオン( $C_9H_{10}O_4$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T / A_S) \times (1 / C) \times 180$$

$W_S$  : 脱水物に換算したフロプロピオン標準品の秤取量(mg)

$C$  : 1 カプセル中のフロプロピオン( $C_9H_{10}O_4$ )の表示量(mg)

フロプロピオン標準品 定量用フロプロピオン（日局）。





クロルフェニラミンマレイン酸塩標準品 クロルフェニラミンマレイン酸塩標準品（日局）。

サリチルアミド標準品 日本薬局方外医薬品「サリチルアミド」。ただし、乾燥したものを定量するとき、サリチルアミド( $C_7H_7NO_2$ )99.0%以上含むもの。

アセトアミノフェン標準品 アセトアミノフェン標準品（日局）。

無水カフェイン標準品 無水カフェイン（日局）。ただし、乾燥したものを定量するとき、無水カフェイン( $C_8H_{10}N_4O_2$ )99.0%以上含むもの。





システムの再現性：標準溶液 10  $\mu\text{L}$  につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、アセトアミノフェン、サリチルアミド及びカフェインのピーク面積の相対標準偏差は、それぞれ 1.5%以下である。

クロルフェニラミンマレイン酸塩標準品 クロルフェニラミンマレイン酸塩（日局）。ただし、乾燥したものを定量するとき、クロルフェニラミンマレイン酸塩( $\text{C}_{16}\text{H}_{19}\text{ClN}_2 \cdot \text{C}_4\text{H}_4\text{O}_4$ )99.0%以上を含むもの。

サリチルアミド標準品 日本薬局方外医薬品「サリチルアミド」。ただし、乾燥したものを定量するとき、サリチルアミド( $\text{C}_7\text{H}_7\text{NO}_2$ )99.0%以上含むもの。

アセトアミノフェン標準品 アセトアミノフェン（日局）。ただし、乾燥したものを定量するとき、アセトアミノフェン( $\text{C}_8\text{H}_9\text{NO}_2$ )99.0%以上含むもの。

無水カフェイン標準品 無水カフェイン（日局）。ただし、乾燥したものを定量するとき、無水カフェイン( $\text{C}_8\text{H}_{10}\text{N}_4\text{O}_2$ )99.0%以上含むもの。





れぞれ 1.5%以下である。

クロルフェニラミンマレイン酸塩標準品 クロルフェニラミンマレイン酸塩(日局)。ただし、乾燥したものを定量するとき、クロルフェニラミンマレイン酸塩( $C_{16}H_{19}ClN_2 \cdot C_4H_4O_4$ )99.0%以上を含むもの。

サリチルアミド標準品 日本薬局方外医薬品規格「サリチルアミド」。ただし、乾燥したものを定量するとき、サリチルアミド( $C_7H_7NO_2$ )99.0%以上含むもの。

アセトアミノフェン標準品 アセトアミノフェン(日局)。ただし、乾燥したものを定量するとき、アセトアミノフェン( $C_8H_9NO_2$ )99.0%以上含むもの。

無水カフェイン標準品 無水カフェイン(日局)。ただし、乾燥したものを定量するとき、無水カフェイン( $C_8H_{10}N_4O_2$ )99.0%以上含むもの。











$W_T$  : 試料の秤取量 (g)

0.782 : アセトニトリルの密度 (g/mL)

内標準溶液 ドデカンの *N,N*-ジメチルホルムアミド溶液 (1→100000).

#### 試験条件

検出器：水素炎イオン化検出器

カラム：内径 0.5 ~ 0.8 mm, 長さ 30 ~ 60 m のガラス管にガスクロマトグラフ用エチレングリコールポリマーを膜厚 1.0 μm で被覆する。

カラム温度：100°C 付近の一定温度

注入部温度：140°C 付近の一定温度

検出器温度：220°C 付近の一定温度

キャリヤーガス：ヘリウム

流量：アセトニトリルの保持時間が約 5 分になるように調整する。

#### システム適合性

システムの性能：標準溶液 3 μL につき、上記の条件で操作するとき、アセトニトリルと内標準物質の分離度は、半値幅法で 8.5 以上である。アセトニトリルのピークの理論段数及びテーリング係数は、それぞれ 9100 段以上、0.9 ~ 2.4 である。

システムの再現性：標準溶液 3 μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、内標準物質のピーク面積に対するアセトニトリルのピーク面積比の相対標準偏差は 10.0% 以下である。

乾燥減量 <2.41> 1.0% 以下 (1 g, 減圧, 室温, 3 時間)。

強熱残分 <2.44> 0.05% 以下 (1 g)。

定量法 本品を乾燥し、その約 0.4 g を精密に量り、無水酢酸 100 mL を加えて溶かし、0.1 mol/L 過塩素酸で滴定 <2.50> する (電位差滴定法)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

0.1mol/L 過塩素酸 1mL = 27.07 mg C<sub>27</sub>H<sub>30</sub>F<sub>2</sub>N<sub>2</sub>O<sub>3</sub> · 2HCl

ドデカン CH<sub>3</sub> (CH<sub>2</sub>)<sub>10</sub> CH<sub>3</sub> 無色透明の液体である。

密度 <2.56> (20°C) 0.749 g/mL

## プロメタジンメチレンジサリチル酸塩 135mg/g 細粒

溶出性 〈6.10〉 本品約 0.1g を精密に量り、試験液に溶出試験第 1 液 900mL を用い、パドル法により、毎分 50 回転で試験を行う。溶出試験を開始 90 分後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径 0.45μm 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液 5mL を正確に量り、溶出試験第 1 液を加えて正確に 10mL とし、試料溶液とする。別にプロメタジンメチレンジサリチル酸塩標準品を 105°C で 3 時間乾燥し、その約 15mg を精密に量り、メタノールに溶かし、正確に 100mL とする。この液 5mL を正確に量り、溶出試験第 1 液を加えて正確に 100mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、溶出試験第 1 液を対照とし、紫外可視吸光度測定法 〈2.24〉 により試験を行い、波長 249nm における吸光度  $A_T$  及び  $A_S$  を測定する。

本品の 90 分間の溶出率が 70% 以上のときは適合とする。

$$\text{プロメタジンメチレンジサリチル酸塩} (\text{C}_{34}\text{H}_{40}\text{N}_4\text{S}_2 \cdot \text{C}_{15}\text{H}_{12}\text{O}_6) \text{ の表示量に対する溶出率} (\%) \\ = (W_S / W_T) \times (A_T / A_S) \times (1 / C) \times 90$$

$W_S$  : プロメタジンメチレンジサリチル酸塩標準品の秤取量 (mg)

$W_T$  : 本品の秤取量 (g)

$C$  : 1g 中のプロメタジンメチレンジサリチル酸塩 ( $\text{C}_{34}\text{H}_{40}\text{N}_4\text{S}_2 \cdot \text{C}_{15}\text{H}_{12}\text{O}_6$ ) の表示量 (mg)

プロメタジンメチレンジサリチル酸塩標準品 日本薬局方外医薬品規格「プロメタジンメチレンジサリチル酸塩」。ただし、乾燥したものを定量するとき、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩 ( $\text{C}_{34}\text{H}_{40}\text{N}_4\text{S}_2 \cdot \text{C}_{15}\text{H}_{12}\text{O}_6$ ) 99.0% 以上を含むもの。

## レボチロキシンナトリウム水和物 0.1mg/g 散

溶出性 *(6.10)* 本品約 1g を精密に量り、試験液に水 900mL を用い、パドル法により、毎分 100 回転で試験を行う。溶出試験開始 90 分後、溶出液 5mL 以上をとり、遠心分離し、上澄液を試料溶液とする。別にレボチロキシン標準品を酸化リン(V)を乾燥剤として 60℃で 4 時間減圧乾燥し、その約 27mg を精密に量り、メタノールに溶かし、正確に 200mL とする。この液 2mL を正確に量り、メタノールを加えて正確に 50mL とする。更にこの液 2mL を正確に量り、水を加えて正確に 100mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 200μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー *(2.01)* により試験を行い、それぞれの液のレボチロキシンのピーク面積  $A_T$  及び  $A_S$  を測定する。

本品の 90 分間の溶出率が 70%以上のときは適合とする。

レボチロキシンナトリウム ( $C_{15}H_{10}I_4NNaO_4$ ) の表示量に対する溶出率 (%)

$$= (W_S / W_T) \times (A_T / A_S) \times (1 / C) \times (9 / 25) \times 1.0283$$

$W_S$  : レボチロキシン標準品の秤取量 (mg)

$W_T$  : 本品の秤取量 (g)

$C$  : 1g 中のレボチロキシンナトリウム ( $C_{15}H_{10}I_4NNaO_4$ ) の表示量 (mg)

### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計 (測定波長 : 223nm)

カラム：内径 4mm、長さ 15cm のステンレス管に 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：35℃付近の一定温度

移動相：メタノール／水／リン酸混液 (1200 : 800 : 1)

流量：レボチロキシンの保持時間が約 8 分になるように調整する。

### システム適合性

システムの性能：標準溶液 200μL につき、上記の条件で操作するとき、レボチロキシンのピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ 2000 段以上、1.5 以下である。

システムの再現性：標準溶液 200μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、レボチロキシンのピーク面積の相対標準偏差は 3.0%以下である。

レボチロキシン標準品 [USP30]





